

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
健康増進法第76条第2号	標識の目的外掲示等に関する改善命令違反の過料処分	健康増進課

(対象)

全ての者

(内容)

法で定められた場合を除く標識の掲示・除去、類似した標識の掲示、汚損、その他識別を困難にする行為に対する改善命令に違反した場合は、50万円以下の過料に科す。

(処分基準)

法第33条第3項、第35条第3項又は第37条の規定に違反した者。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。